

集団回収をはじめませんか！

集団回収とは？

皆さんは、集団回収をご存知ですか。

堺市では、市民の皆さんで構成する住民団体（自治会・子ども会・管理組合・その他営利を目的としない団体）が、自主的に家庭から出された古紙などの資源物を回収する集団回収制度を推奨しています。回収量に応じて1kgあたり4円の報償金を交付しています。

この機会に、ご近所などで声をかけあって、集団回収をはじめてみませんか！



集団回収のメリット

- 回収量に応じた報償金の交付を受けることができます。
- ごみの分別・回収により、リサイクル意識が高まります。
- 世代を越えた地域コミュニティが活性化します。



堺市環境マスコット
キャラクター「ムーヤん」

対象品目

- 新聞
- 雑誌・その他の古紙
- ダンボール
- 紙パック
- 古着・古布

【注意】
家庭から出されたものが対象です。



各戸前に出された古紙類などをトラックで回収している様子



団体で決めた指定場所に品目ごとに分けて出されている様子



集団回収の流れ

①団体をつくる

市内の営利を目的としない住民団体で20世帯以上が集団回収に協力している団体となるようにお願いします。

※事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。



②回収業者を決める(回収品目、回収方法、回収日時を業者と相談)

回収業者の選定は、団体に一任しています。

選定に困ったときは、お住まいの各区役所自治推進課までお問い合わせください。



③団体登録を行う

団体登録申請書と報償金振込口座の通帳コピーをお住まいの各区役所自治推進課に提出してください。



④集団回収を実施(上半期は2月～7月、下半期は8月～1月)



⑤年2回、お住まいの各区役所自治推進課に報償金交付申請(上半期は8月、下半期は2月)



⑥堺市から報償金を交付(上半期は9月下旬、下半期は3月下旬以降順次)

団体登録及び報償金交付申請についてのお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	TEL 072-228-7082	FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	TEL 072-270-8154	FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	TEL 072-287-8122	FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	TEL 072-275-1902	FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	TEL 072-290-1803	FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	TEL 072-258-6779	FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	TEL 072-363-9312	FAX 072-361-1817



堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7063

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/hoshokin/index.html

